

特定非営利活動法人WOMEN WOVEN定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人WOMEN WOVENと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区蔵前~~4-37-4~~ 四丁目37番4号 蔵前双葉ハイツ501号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は哲学を専門とする女性研究者が進学や研究活動を継続する上で直面する、ロールモデルの不在や孤立、ジェンダー不均衡といった構造的課題の解消を図るため、広義の哲学研究(美学・倫理学を含む)に関心を持つ女性研究者、大学院生、大学生・高校生、社会人を対象に、世代や立場を超えたつながりと相互理解を促進するネットワークを形成し、情報交換・悩みの共有・学びの場を提供する。これにより、哲学分野における女性の参画と多様性を支え、ひいては男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 哲学研究・教育に関する講演会、セミナー、ワークショップの開催
- (2) 女性研究者どうしのつながり作りを促進するイベントの企画・運営
- (3) 哲学研究・教育の普及を目的とした出版・情報発信
- (4) オンラインコミュニティの運営

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、運営に積極的に関与するために入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとする者は、この法人所定の申込書を提出し、代表に申し込むものとする。

3 代表は、前項の申込があったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 この法人は、会費を徴収しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して1年以上会員継続の意思確認届が提出されなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て総会の承認をもって除名することができる。

- (1) この法人の名誉を著しく毀損したとき。
 - (2) 本定款または参加規則に違反したとき。
 - (3) その他、この法人の目的に著しく反する行為を行ったとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 4 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営

(13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第25条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第33条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があ
る場合にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名
しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をした
ことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事
録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入 収益
- (5) 資産から生じる収入 収益
- (6) その他の収入 収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定め
る。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる規定によるほか、次に掲げる原則によつて
行うものとする。

- ~~(1) 会計帳簿を正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。~~
- ~~(2) 収支計算書を正しく作成すること。~~
- ~~(3) 会計処理について、すべての関係者に適時に明確な会計事実を提示できるように、会計
帳簿及び会計に関する資料を整理すること。~~
- ~~(4) 会計処理について、すべての関係者に適時に明確な会計事実を提示できるように、会計
帳簿及び会計に関する資料を整理すること。~~

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算は、事業年度終了後に、代表が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業報告書等の備え置き等)

第46条 この法人は、法第28条の規定に基づき、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等、監査報告書、役員名簿、社員名簿を、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、事務所に備え置かななければならない。

2 前項の役員名簿及び社員名簿については、個人情報保護法に配慮し、会員に閲覧させることとする。

(借入金等)

第47条 この法人が借入金をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、定款のうち、法第11条第1項各号に掲げる事項及び所轄庁の定める事項を変更しようとする場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次の各号の一に該当する場合には解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の規定により解散しようとするときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の規定により解散しようとするときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経て、法第11条第3項に掲げるものの中から選定した団体に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、合併によりこの法人が消滅する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人は、事務局を設置しない。

第9章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

第10章 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

(設立当初の役員)

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表 坂本 美理

副代表理事 竹内 彩也花

理事(会計) 三浦 真依

理事(書記) 津田 葉里

崎 監事 岡崎 佑香

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年8月31日までとする。

(設立当初の事業年度)

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2か年度を超えない範囲内で開催される通常総会の終結の時までとする。

令和8年5月31日

(設立当初の事業計画及び予算)

5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(設立当初の会費)

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定に基づき、徴収しない。

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 WOMEN WOVEN

1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
- 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏名		
1	理事	サカモトミリ 坂本美理	無	代表
2	理事	タケウチサヤカ 竹内彩也花	無	
3	理事	ツダシオリ 津田菜里	無	
4	理事	ミウラマイ 三浦真依	無	
5	監事	オカザキユカ 岡崎佑香	無	
6		崎		
7				
8				
9				
10				

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人 WOMEN WOVEN

1 事業実施の方針

計4回のイベントを開催し、それぞれで(1) 哲学研究・教育に関するオンライン講演会、セミナー、ワークショップの開催(2) 女性研究者どうしのつながり作りを促進するイベントの企画・運営(3) 哲学研究・教育の普及を目的とした出版・情報発信を行う。また通年で(4) オンラインコミュニティの運営を行う。

講演会では、出身、専門分野等の多様性に配慮しつつ、女性の若手研究者を招き、参加者のロールモデルを提示できるよう努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 425 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
哲学研究・教育に関する講演会、セミナー、ワークショップの開催	講演・ネットワーキングタイムからなる定期イベントの開催。	1月	オンライン(zoom)	6	一般市民	20名	175
女性研究者どうしのつながり作りを促進するイベントの企画・運営	研究の自己紹介による交流イベントの実施。	4月	オンライン(zoom)	5	一般市民	20名	90
哲学研究・教育の普及を目的とした出版・情報発信	哲学とジェンダーをめぐる学会ワークショップの実施、又は学会誌・雑誌等における同様の内容の発表。	9月	学会開催地	5	学会参加者	50名	150
オンラインコミュニティの運営	Slack上のオンラインコミュニティの運営・管理	通年	オンライン(Slack)	3	一般市民	350名程度	10

(2) その他の事業
なし。

(事業費の総費用【 0 】千円)

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 WOMEN WOVEN

1 事業実施の方針

計4回のイベントを開催し、それぞれで(1) 哲学研究・教育に関するオンライン講演会、セミナー、ワークショップの開催(2) 女性研究者どうしのつながり作りを促進するイベントの企画・運営(3) 哲学研究・教育の普及を目的とした出版・情報発信を行う。また通年で(4) オンラインコミュニティの運営を行う。

講演会では、出身、専門分野等の多様性に配慮しつつ、女性の若手研究者を招き、参加者のロールモデルを提示できるよう努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 540 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
哲学研究・教育に関する講演会、セミナー、ワークショップの開催	講演・ネットワーキングタイムからなる定期イベントの開催。	10月、1月	オンライン(zoom)	6	一般市民	20名	260
女性研究者どうしのつながり作りを促進するイベントの企画・運営	研究の自己紹介による交流イベントの実施。	4月	オンライン(zoom)	5	一般市民	20名	90
哲学研究・教育の普及を目的とした出版・情報発信	哲学とジェンダーをめぐる学会ワークショップの実施、又は学会誌・雑誌等における同様の内容の発表。	7月	学会開催地	5	学会参加者	50名	180
オンラインコミュニティの運営	Slack上のオンラインコミュニティの運営・管理	通年	オンライン(Slack)	3	一般市民	350名程度	10

(2) その他の事業
なし。

(事業費の総費用【 0 】千円)

令和7年度 活動予算書(その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 WOMEN WOVEN

(単位:円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		0
2 受取寄附金 受取寄附金	900,000	900,000
3 受取助成金等		0
4 事業収益		0
5 その他の収益 受取利息	500	500
経常収益計		900,500
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費 給料手当	180,000	180,000
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 印刷製本費 支払手数料 諸謝金	100,000 50,000 30,000 5,000 60,000	245,000
事業費計		425,000
2 管理費		
(1) 人件費 給与手当	100,000	100,000
(2) その他経費		240,000

消耗品費	30,000	
通信運搬費	120,000	
旅費交通費	10,000	
諸公費	10,000	
支払手数料	70,000	
管理費計		340,000
経常費用計		765,000
当期経常増減額 【A】 - 【B】 …①		135,500
【C】 経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 …②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+② …③		135,500
法人税、住民税及び事業税 …④		70,000
設立時正味財産額 …⑤		0
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		65,500

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 _ WOMEN WOVEN

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		0
2 受取寄附金 受取寄附金	900,000	900,000
3 受取助成金等		0
4 事業収益		0
5 その他の収益 受取利息	500	500
経常収益計		900,500
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費 給料手当	210,000	210,000
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 印刷製本費 支払手数料 諸謝金	120,000 50,000 30,000 10,000 120,000	330,000
事業費計		540,000
2 管理費		
(1) 人件費 給与手当	100,000	100,000
(2) その他経費		230,000

消耗品費	30,000	
通信運搬費	150,000	
旅費交通費	10,000	
諸会費	10,000	
支払手数料	30,000	
管理費計		330,000
経常費用計		870,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		30,500
【C】経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		0
【D】経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		30,500
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		135,500
次期繰越正味財産額③-④+⑤		96,000

特定非営利活動法人WOMEN WOVEN

設立趣旨書

1. 設立の目的・動機

私たちの活動の原点にあるのは、「なぜ、学部、修士課程、博士課程と進んでいくにつれて、哲学を専門とする女性の数は相対的に減っていくのだろうか」という問題意識です。日本哲学会の男女共同参画・若手研究者支援ワーキンググループによる調査が示すとおり、哲学分野における女性研究者の比率は2割を切っており、他の分野と比較してもジェンダー間の不均衡が著しいのが現状です。結果として、哲学科の女性教員の数に男性に匹敵するほど増えることはなく、またそのことが哲学の道に進もうとする女性の足を止めてしまう、という悪循環を生み出しています。

私たちは上記の現状に鑑み、哲学を志し、研究する女性がロールモデルを発見し、日頃感じている悩みや痛みを共有し合うことで共に解決策を考えることのできるネットワークを構築したいと考え、WOMEN WOVENを設立しました。現在では、アカデミズムとどのような距離をとるかに関わらず、哲学を学んだり研究したりしようとする「女性」のためのセーフティネットとなることを目指しています。ここでの「女性」には、性自認、出生時に割り当てられた性別、多くの場合に他人から眼差される性別など、何らかの仕方で「女性」の経験を持つ人全てが含まれます。

2. これまでの活動内容

2020年12月「哲学オンラインセミナー」にて、前身となる「女子学生のための哲学研究者ウィンタースクール」を開催。

2021年6月「哲学オンラインセミナー」より独立し、「WOMEN WOVEN」を設立。

2021年10月 academistにおけるクラウドファンディング開始。

以後現在までに計10回の講演・ネットワーキングイベント、12回の読書会イベント、2回の学会ワークショップを開催したほか、メディア・雑誌への寄稿などを行ってまいりました。

3. 法人格取得の必要性

NPO法人格を取得することで、社会的な信頼性を高め、多くの方に団体の活動を周知いただくとともに、より多くの支援者や協力者を得ることができると考えております。また、法人格を取得することで、会員相互の責任体制を明確にし、組織としての持続性を高めることができます。

さらにNPO法人格を取得することは、より健全かつ持続的な資金運営につながります。近年、マネーロンダリング対策のために任意団体口座開設の審査が厳しくなり、当団体も団体口座の開設に至っていません。しかしながら、個人口座でクラウドファンディングの資金を管理することは、透明性の高い運営を行うという観点から問題があります。また個人口座に入金された寄付金は、年度をまたぐ際に個人の所得として課税されてしまうため、団体として将来の活動に備えた貯蓄をすることが難しいという問題もあります。NPO法人格を取得し、法人口座を開設することによって、より透明で、安定した資金管理を行うことが必要だと考えています。

以上の必要性を2024年9月28日に開催された総会にて提起し、NPO法人化の方針を決議しました。

4. 今後の展望

今後は、NPO法人として、より安定した組織運営を行うとともに、これまで以上に積極的に活動を展開していく予定です。具体的には、以下のような活動を計画しています。

- (1) 哲学研究・教育に関する講演会、セミナー、ワークショップの開催
- (2) 女性研究者どうしのつながり作りを促進するイベントの企画・運営
- (3) 哲学研究・教育の普及を目的とした出版・情報発信
- (4) Slackを通じたオンラインコミュニティの運営

これらの活動を通じて、哲学分野における女性研究者の活躍を支援するとともに、多くの女性が安心して哲学・思想を学ぶための基盤を提供し、男女共同参画社会の実現に寄与していく所存です。

2025年 5月 7日

設立代表者

坂本 美理